償還すること。
(4) 延滞金
　償還期限の翌日から納付の日までの期間に応じて、年　　パーセントの割合で延滞金を支払うこと。
(5) 帳簿の整備
　立替金の支出について明らかにした帳簿を整えること。
(6) 業務等の状況調査等
　国は、立替金に係る債権の保全上必要があると認めるときは、申請者に対してその業務又は資産の状況に関して、質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができること。
(7) 訴訟の進行状況等の報告
　５．の訴訟について、その進行状況、終了の日及び終了の態様並びにアメリカ合衆国から訴訟に関する費用に相当する費用の給付を受けることができるときはその給付額及び給付時期を、防衛大臣の定めるところにより国に報告すること。
(8) 立替決定金額の変更
　国は、必要があるときは、立替決定金額のうち、まだ立替えをしていない金額を変更することができること。
(9) 立替金の償還等
　国は、次に掲げる場合には、直ちに、立替金を償還させ、及びその後の立替えをしないことができること。
イ　(1)及び(5)から(7)までの条件に従わないとき。
ロ　申請者が立替金を受領した日から起算して６月目の日と特殊海事損害の発生した日から起算して２年目の日のいずれか早い日前に５．の訴訟を提起しないとき。
ハ　５．の訴訟を誠実に遂行しないとき。
ニ　立替えの決定通知の際、国が付した条件に従わないとき。
(10) 加算金
　(9)により、直ちに、立替金を償還させられたときは、その立替金の受領の日の翌日から償還する日までの期間に応じ、当該立替金の額（その一部を償還した場合における当該償還の日の翌日以後の期間については、その額から既に償還した額を控除した額）に対し年　パーセントの割合で加算金を支払うこと。
(11) 担保
　国の求めに応じて担保を提供すること。
(12) その他防衛大臣が定める条件

償還すること。
(4) 延滞金
　償還期限の翌日から納付の日までの期間に応じて、年　　パーセントの割合で延滞金を支払うこと。
(5) 帳簿の整備
　立替金の支出について明らかにした帳簿を整えること。
(6) 業務等の状況調査等
　国は、立替金に係る債権の保全上必要があると認めるときは、申請者に対してその業務又は資産の状況に関して、質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができること。
(7) 訴訟の進行状況等の報告
　５．の訴訟について、その進行状況、終了の日及び終了の態様並びにアメリカ合衆国から訴訟に関する費用に相当する費用の給付を受けることができるときはその給付額及び給付時期を、防衛大臣の定めるところにより国に報告すること。
(8) 立替決定金額の変更
　国は、必要があるときは、立替決定金額のうち、まだ立替えをしていない金額を変更することができること。
(9) 立替金の償還等
　国は、次に掲げる場合には、直ちに、立替金を償還させ、及びその後の立替えをしないことができること。
イ　(1)及び(5)から(7)までの条件に従わないとき。
ロ　申請者が立替金を受領した日から起算して６月目の日と特殊海事損害の発生した日から起算して２年目の日のいずれか早い日前に５．の訴訟を提起しないとき。
ハ　５．の訴訟を誠実に遂行しないとき。
ニ　立替えの決定通知の際、国が付した条件に従わないとき。
(10) 加算金
　(9)により、直ちに、立替金を償還させられたときは、その立替金の受領の日の翌日から償還する日までの期間に応じ、当該立替金の額（その一部を償還した場合における当該償還の日の翌日以後の期間については、その額から既に償還した額を控除した額）に対し年　パーセントの割合で加算金を支払うこと。
(11) 担保
　国の求めに応じて担保を提供すること。
(12) その他防衛大臣が定める条件